

議案第 69 号

多可町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

多可町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

第1条 多可町手数料条例（平成17年多可町条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	手数料を徴収する事務	手数料の金額
地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に基づく手数料		
1	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
2	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円
3	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件につき 350円
4	除かれた戸籍に記載した事項の証明	1件につき 450円
5	戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1,400円
6	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧	書類1件につき 350円
身分等関係証明手数料		
7	戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1枚につき 200円
8	個人番号通知カードの再交付	1枚につき 500円

9	住民基本台帳カードの交付又は再交付	1枚につき	500円
10	住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1件につき	200円
11	住民票記載事項の証明	1件につき	200円
12	住民基本台帳の閲覧	1件につき	200円
13	印鑑登録証の交付	1件につき	200円
14	印鑑登録証の再交付	1件につき	500円
15	印鑑登録証明書の交付	1枚につき	200円
16	身分証明	1枚につき	200円
17	本籍、住所又は居所に関する証明	1件につき	200円
18	埋火葬に関する証明	1件につき	200円
税務関係証明手数料			
19	課税証明・納税証明	1件につき	200円
20	土地に関する証明	1件につき	200円
		土地は10筆までを1件とする。	
21	建物に関する証明	1件につき	200円
		建物は5棟までを1件とする。	
22	営業又は職業に関する証明	1枚につき	200円
23	町税資料に基づく証明	1件につき	200円
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）等の規定に基づく申請手数料			
24	住宅用家屋の証明	1件につき	1,300円
25	優良住宅地の造成の認定	1件につき	86,000円
26	優良住宅新築の認定	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	
		1件につき	6,200円
		100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき	
		1件につき	8,600円
		500平方メートルを超えるとき	
		1件につき	13,000円

屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）の規定に基づく許可申請手数料

27	はり紙・はり札	100枚につき 300円  100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
28	看板並びに広告板及び広告塔（ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。以下同じ。）によるもの	5平方メートル未満のもの 1枚又は1基につき 1,000円 き  5平方メートル以上10平方メートル未満のもの 1枚又は1基につき 2,000円 き  10平方メートル以上のもの 1枚又は1基につき 3,000円 き  ただし、15平方メートルを超えるものは、3,000円に15平方メートルを超える5平方メートル又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。
29	アーチによるもの	1基につき 4,000円
30	宣伝車	1台につき 2,000円
31	アドバルーン	1個につき 800円
32	電柱・街灯利用広告物	1個につき 300円
33	標識利用広告物	1個につき 300円
34	車体利用広告物	1個につき 300円
35	広告幕	1枚につき 300円
36	立看板	1個につき 300円
37	のぼり・旗	1個につき 300円
38	その他の広告物	1枚、1基又は1個につき

			300円
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく手数料			
39	鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	1 件につき	3,400円
狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の規定に基づく手数料			
40	犬の登録申請	1 頭につき	3,000円
41	狂犬病予防注射済票の交付	1 件につき	550円
42	犬の鑑札の再交付	1 件につき	1,600円
43	狂犬病予防注射済票の再交付	1 件につき	340円
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく手数料			
44	自動車の臨時運行許可	1 両につき	750円
その他手数料			
45	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	1 枚につき	200円
46	公簿、公文書又は図面の閲覧	1 件につき 1 時間を超えるときは、1 時間まで ごとに200円を加算した額とする。	200円
47	農地に関する証明	1 件につき	200円
48	被害証明	1 件につき	200円
49	その他の証明	1 件につき	200円

第2条 多可町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中「

9	住民基本台帳カードの交付又は再交付	1 枚につき	500円
---	-------------------	--------	------

」を「

9	個人番号カードの再交付	1 枚につき	800円
---	-------------	--------	------

」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

多可町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

(第1条関係)

現 行		改 正	
○多可町手数料条例 平成17年11月1日条例第57号		○多可町手数料条例 平成17年11月1日条例第57号	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
	手数料を徴収する事務		手数料の金額
	(略)		(略)
身分等関係証明手数料		身分等関係証明手数料	
7	戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1枚につき	200円
8	住民基本台帳カードの交付又は再交付	1枚につき	500円
9	住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1件につき	200円
10	住民票記載事項の証明	1件につき	200円
11	住民基本台帳の閲覧	1件につき	200円
12	印鑑登録証の交付	1件につき	200円
13	印鑑登録証の再交付	1件につき	500円
14	印鑑登録証明書の交付	1枚につき	200円
15	身分証明	1枚につき	200円
16	本籍、住所又は居所に関する証明	1件につき	200円
17	埋火葬に関する証明	1件につき	200円
税務関係証明手数料		税務関係証明手数料	
18	課税証明・納税証明	1件につき	200円
19	土地に関する証明	1件につき	200円
	土地は10筆までを1件とする。		土地は10筆までを1件とする。
		8	個人番号通知カードの再交付
		1枚につき	500円
		9	住民基本台帳カードの交付又は再交付
		1枚につき	500円
		10	住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付
		1件につき	200円
		11	住民票記載事項の証明
		1件につき	200円
		12	住民基本台帳の閲覧
		1件につき	200円
		13	印鑑登録証の交付
		1件につき	200円
		14	印鑑登録証の再交付
		1件につき	500円
		15	印鑑登録証明書の交付
		1枚につき	200円
		16	身分証明
		1枚につき	200円
		17	本籍、住所又は居所に関する証明
		1件につき	200円
		18	埋火葬に関する証明
		1件につき	200円
		19	課税証明・納税証明
		1件につき	200円
		20	土地に関する証明
		1件につき	200円
			土地は10筆までを1件とする。

現 行		改 正					
20	建物に関する証明	1 件につき 建物は 5 棟までを 1 件とする。	200円	21	建物に関する証明	1 件につき 建物は 5 棟までを 1 件とする。	200円
21	営業又は職業に関する証明	1 枚につき	200円	22	営業又は職業に関する証明	1 枚につき	200円
22	町税資料に基づく証明	1 件につき	200円	23	町税資料に基づく証明	1 件につき	200円
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）等の規定に基づく申請手数料				租税特別措置法（昭和32年法律第26号）等の規定に基づく申請手数料			
23	住宅用家屋の証明	1 件につき	1,300円	24	住宅用家屋の証明	1 件につき	1,300円
24	優良住宅地の造成の認定	1 件につき	86,000円	25	優良住宅地の造成の認定	1 件につき	86,000円
25	優良住宅新築の認定	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき 1 件につき 6,200円 100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 1 件につき 8,600円 500平方メートルを超えるとき 1 件につき 13,000円		26	優良住宅新築の認定	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき 1 件につき 6,200円 100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 1 件につき 8,600円 500平方メートルを超えるとき 1 件につき 13,000円	
屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）の規定に基づく許可申請手数料				屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）の規定に基づく許可申請手数料			
26	はり紙・はり札	100枚につき 100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。	300円	27	はり紙・はり札	100枚につき 100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。	300円

現 行		改 正			
27	看板並びに広告板及び広告塔（ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。以下同じ。）によるもの	5平方メートル未満のもの 1枚又は1基につき 1,000円 5平方メートル以上10平方メートル未満のもの 1枚又は1基につき 2,000円 10平方メートル以上のもの 1枚又は1基につき 3,000円 ただし、15平方メートルを超えるものは、3,000円に15平方メートルを超える5平方メートル又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。	28	看板並びに広告板及び広告塔（ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。以下同じ。）によるもの	5平方メートル未満のもの 1枚又は1基につき 1,000円 5平方メートル以上10平方メートル未満のもの 1枚又は1基につき 2,000円 10平方メートル以上のもの 1枚又は1基につき 3,000円 ただし、15平方メートルを超えるものは、3,000円に15平方メートルを超える5平方メートル又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。
28	アーチによるもの	1基につき 4,000円	29	アーチによるもの	1基につき 4,000円
29	宣伝車	1台につき 2,000円	30	宣伝車	1台につき 2,000円
30	アドバルーン	1個につき 800円	31	アドバルーン	1個につき 800円
31	電柱・街灯利用広告物	1個につき 300円	32	電柱・街灯利用広告物	1個につき 300円
32	標識利用広告物	1個につき 300円	33	標識利用広告物	1個につき 300円
33	車体利用広告物	1個につき 300円	34	車体利用広告物	1個につき 300円
34	広告幕	1枚につき 300円	35	広告幕	1枚につき 300円
35	立看板	1個につき 300円	36	立看板	1個につき 300円
36	のぼり・旗	1個につき 300円	37	のぼり・旗	1個につき 300円

現 行		改 正			
37	その他の広告物	1枚、1基又は1個につき 300円	38	その他の広告物	1枚、1基又は1個につき 300円
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく手数料		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく手数料			
38	鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	1件につき 3,400円	39	鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	1件につき 3,400円
狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の規定に基づく手数料		狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の規定に基づく手数料			
39	犬の登録申請	1頭につき 3,000円	40	犬の登録申請	1頭につき 3,000円
40	狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円	41	狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円
41	犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円	42	犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円
42	狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円	43	狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく手数料		道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく手数料			
43	自動車の臨時運行許可	1両につき 750円	44	自動車の臨時運行許可	1両につき 750円
その他手数料		その他手数料			
44	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	1枚につき 200円	45	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	1枚につき 200円
45	公簿、公文書又は図面の閲覧	1件につき 200円 1時間を超えるときは、1時間までごとに200円を加算した額とする。	46	公簿、公文書又は図面の閲覧	1件につき 200円 1時間を超えるときは、1時間までごとに200円を加算した額とする。
46	農地に関する証明	1件につき 200円	47	農地に関する証明	1件につき 200円
47	被害証明	1件につき 200円	48	被害証明	1件につき 200円
48	その他の証明	1件につき 200円	49	その他の証明	1件につき 200円

多可町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

(第2条関係)

現 行			改 正		
○多可町手数料条例 平成17年11月1日条例第57号			○多可町手数料条例 平成17年11月1日条例第57号		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
	手数料を徴収する事務	手数料の金額		手数料を徴収する事務	手数料の金額
	(略)			(略)	
	身分等関係証明手数料			身分等関係証明手数料	
7	戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1枚につき 200円	7	戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1枚につき 200円
8	個人番号通知カードの再交付	1枚につき 500円	8	個人番号通知カードの再交付	1枚につき 500円
9	住民基本台帳カードの交付又は再交付	1枚につき 500円	9	個人番号カードの再交付	1枚につき 800円
10	住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1件につき 200円	10	住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1件につき 200円
11	住民票記載事項の証明	1件につき 200円	11	住民票記載事項の証明	1件につき 200円
12	住民基本台帳の閲覧	1件につき 200円	12	住民基本台帳の閲覧	1件につき 200円
13	印鑑登録証の交付	1件につき 200円	13	印鑑登録証の交付	1件につき 200円
14	印鑑登録証の再交付	1件につき 500円	14	印鑑登録証の再交付	1件につき 500円
15	印鑑登録証明書の交付	1枚につき 200円	15	印鑑登録証明書の交付	1枚につき 200円
16	身分証明	1枚につき 200円	16	身分証明	1枚につき 200円
17	本籍、住所又は居所に関する証明	1件につき 200円	17	本籍、住所又は居所に関する証明	1件につき 200円
18	埋火葬に関する証明	1件につき 200円	18	埋火葬に関する証明	1件につき 200円
	(略)			(略)	